平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録(第4号)							
	平成27年 3月19日						
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
	開会開議議長				長		
開閉会日時		成27年 3月19日 午後1時00分			川野高實		
及び宣告		閉 会 開 議			議長		
	平成27年 3月19日 午後2時00分			川里	矛高實		
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別
	1	熊井照明	出矢	1 1	宇田川	亮	出矢
出席及び	2	須 山 由紀生	出矢	1 2	岡崎邦	博	出矢
欠席議員	3	星 正彦	出欠	1 3	栗田幸	則	出欠
	4	_	出欠				
出席 12人	5	田中二三輝	出欠				
欠席 0人	6	原 哲 也	出欠				
欠員 1人	7	川野高實	出欠				
	8	須藤敏夫	出矢				
	9	久保田正之	出欠				
	1 0	武谷保正	出欠				
会議録署名議員	1 1	宇田川	亮	1 2	岡崎	邦	博

職 務出 席	議会事務 局 長	渡辺智文	出矢	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町 長	德 島 眞 次	出矢	会計課長	白 石 秀 美	出矢
	副町長	阿 部 哲	出欠	建設課長	森 茂 樹	出矢
	教育長	水摩幸隆	出矢	政策推進 課 長	三戸公則	出矢
	総務課長	藤原光徳	出矢	地域振興課 長	立石一夫	出矢
地方自治法	福祉人権課 長	守 田 純 子	出欠	上下水道 課 長	原敏勝	出欠
第121条	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒 井 英 和	出欠
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出矢	保険健康課 長	長友浩一	出欠
出席者の職氏名						
収入 石						
議事	日程		別紙	のと	お り	
付議	事件		別紙	のと	おり	
会議	経 過		別 紙	のと	おり	

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月19日 午後1時開議

第4号			
日程第1	議案第6号	鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担	坦額を定める条例
			(民生産業委員長報告)
日程第2	議案第20号	鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改立	Eする条例
			(民生産業委員長報告)
日程第3	議案第21号	鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を	_ , , _ , , , ,
and the			(民生産業委員長報告)
日程第4	議案第22号	鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例	
□ 1□ 6/2 =	<i>⇒</i> ⊬ <i>d→k</i> **		(民生産業委員長報告)
日程第5	議案第23号	鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する	
11 11 1/25 C	举中然0.4 日	サイルタ 方に カック カナフトフタ に	(民生産業委員長報告)
日程第6	議案第24号	鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例	(只小女光子只巨却小)
口和笠刀	議案第32号	平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正	(民生産業委員長報告)
日程第7	武 余界32万	平成20年度較于四国民健康休快事業特別云訂補正	バ昇(第3万) (民生産業委員長報告)
日程第8	議案第33号	平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算	(
口性分口	成米 分30万	十成20十次較十四 及朔同國四 区原何则云可惟止了	(民生産業委員長報告)
日程第9	議案第35号	平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別	(F 4)
日生知り	时未分55万	(第2号)	(民生産業委員長報告)
日程第10	議案第36号	平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別	(* 4 <u>—</u> , <u>—</u> ,)(=)()(; (*)()()
日 小工 外 110	HXXXX 700 / J		(民生産業委員長報告)
日程第11	議案第49号	鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定	
1.177/1422	H32010510 20 3		(民生産業委員長報告)
日程第12	議案第50号	鞍手町衛生センターの指定管理者の指定	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(民生産業委員長報告)
日程第13	議案第48号	鞍手町道路線の認定	
			(民生産業委員長報告)
日程第14	議案第3号	過疎地域自立促進計画の変更	
			(総務文教委員長報告)
日程第15	議案第4号	議会の議決事件に関する条例	
			(総務文教委員長報告)
日程第16	議案第5号	鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の	の特例に関する条例
			(総務文教委員長報告)
日程第17	議案第7号	鞍手町表彰条例の一部を改正する条例	
			(総務文教委員長報告)
日程第18	議案第8号	鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例	
- r- lat-		History prompt I For I/I/ABB-11 For the first of the last of the l	(総務文教委員長報告)
日程第19	議案第9号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例	(ANZA-141-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
			(総務文教委員長報告)

日程第20	議案第10号	鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第21	議案第11号	鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第22	議案第12号	鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
日程第23	議案第13号	鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第24	議案第14号	鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第25	議案第15号	鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
		(総務文教委員長報告)
日程第26	議案第16号	鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正
	and the same	する条例 (総務文教委員長報告)
日程第27	議案第17号	鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (1971 - 1971
		(総務文教委員長報告)
日程第28	議案第18号	鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例 (() オルガストーガストーガストーガストーガストーガストーガストーガストーガストーガストー
H 4H 66400		(総務文教委員長報告)
日程第29	議案第19号	鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例 (4) Zfz + tru チョ 目 まわない
H 1 H 8500	= }	(総務文教委員長報告)
日程第30	議案第25号	鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 (**) 25 ままままま
□ 1□ <i>₩</i> *0.1	=¥###00 □	(総務文教委員長報告)
日程第31	議案第26号	鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (************************************
□ 1□ <i>₩</i>	=¥ <i>d=\</i> //o_ □	(総務文教委員長報告)
日程第32	議案第27号	鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の ************************************
□ 1□ <i>₩</i>	=¥ <i>₽₩</i> 00 ₽	特例を定める条例を廃止する条例 (総務文教委員長報告)
日程第33	議案第28号	鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止
		する条例 (総務文教委員長報告)
日程第34	議案第29号	
		(総務文教委員長報告)
日程第35	議案第30号	
	and the same	(総務文教委員長報告)
日程第36	議案第31号	平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
~_ 2.2.	-1/. -1	(総務文教委員長報告)
日程第37	議案第34号	平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
H 10 hh	= }	(総務文教委員長報告)
日程第38	議案第37号	平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算

(総務文教委員長報告)

(第2号)

日程第39	議案第51号	財産の取得(追認)	
	~)/: - - - - - - - - - - - - - -		(総務文教委員長報告)
日程第40	議案第52号	財産の取得(追認)	(総務文教委員長報告)
日程第41	議案第38号	平成27年度鞍手町一般会計予算	(秘伤人教安貝文報日)
7 1 1 2 2 1 4	H3010314 4	1774 - 1 126213 1 7212141 1 21	(予算特別委員長報告)
日程第42	議案第39号	平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算	
口和勞49	举字签40 早	亚代 0.7 年度數4m% 如實際老匠處性則人利之答	(民生産業委員長報告)
日程第43	議案第40号	平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算	(民生産業委員長報告)
日程第44	議案第41号	平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算	
			(民生産業委員長報告)
日程第45	議案第43号	平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別	引会計予算
			(民生産業委員長報告)
日程第46	議案第44号	平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持	寺管理運営費
		特別会計予算	(民生産業委員長報告)
日程第47	議案第45号	平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別:	会計予算
			(民生産業委員長報告)
日程第48	議案第42号	平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会	計予算
			(総務文教委員長報告)
日程第49	議案第46号	平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特	引会計予算
			(総務文教委員長報告)
日程第50	議案第47号	平成27年度鞍手町水道事業会計予算	
			(総務文教委員長報告)
日程第51	発委第1号	鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例	

日程第52 閉会中の継続事件

平成27年3月19日(第4日)

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

町長から3月9日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、お手元に配布しました発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって町長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定い たしました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第6号から、日程第13 議案第48号までの13件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例。

議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例。

議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。

議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)

議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定。

議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第48号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。 議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第6号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第20号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第21号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第22号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第23号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第24号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第32号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第33号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第35号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第36号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第48号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。 次に進みます。

日程第14 議案第3号から日程第40 議案第52号までの27件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第4号 議会の議決事件に関する条例。

議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例。

議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例。

議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例。

議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する 条例。

議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例。

議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例。

議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)。

議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)。

議案第51号 財産の取得(追認)。

議案第52号 財産の取得(追認)。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第26号について質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第31号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について、討論はありませんか。 (「なし」の声なり

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第7号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第10号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第11号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第12号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第13号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第14号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第15号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第16号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第17号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第19号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第25号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第26号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第27号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第28号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第29号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第30号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第31号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第34号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第37号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第51号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 議会の議決事件に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町行政手続き条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を 改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例定める条例を廃止 する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 財産の取得(追認)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 財産の取得(追認)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第41 議案第38号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。 久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第38号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論 を行います。

安倍政権の暴走ぶりは、新年度政府予算でも社会保障を切り捨て、大企業減税、大軍拡の 三悪予算というところにその特徴が現れています。中でも、社会保障費の削減が、介護報酬 の削減、生活保護費の削減、病床削減の推進など、ストレートに自治体の福祉政策に大きく 影響してきます。自治体が悪政の下請け機関になるのか、住民を守る防波堤になるのかが問 われてきます。

経済情勢の特徴の1つは、昨年4月の消費税率引き上げと円安による物価上昇によって、 購買力が3.1%低下するなど、深刻な景気の悪化が生じています。 2つ目は、アベノミクスが、大企業や一部の富裕層には大きな恩恵をもたらしたものの、 国民には恩恵どころか、苦しみを強いるものであり、格差をますます広げるだけになってい ることです。

平成27年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。 そういった中、子どもの医療費無料化の拡大や国保会計への法定外繰り入れ、補正での新年 度予算の前倒しによる地域振興券の拡充など、歓迎される予算も含まれています。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減などは考えられていません。同和関係予算は全く変わっておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み換えていくことを求めて反対討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第42 議案第39号から日程第47 議案第45号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計 予算。

議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべ

きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第39号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第41号について、討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第43号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第48 議案第42号から日程第50 議案第47号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第42号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決を行います。 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第51 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○11番 宇田川 亮君

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月19日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川亮君。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)と併せ地方自治法(昭和22年法律第67号第121条)が改正されたことにともない、条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。以上です。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第52 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について 会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第1回定例会を閉会します。

閉会 14時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 宇田川 亮

議員 岡崎邦博